

News Letter 2026年8月号

中東情勢を受け対象業種が拡大！ あなたの会社も対象？ 『セーフティネット保証5号』



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 セーフティネット保証5号とは
- 2 活用するメリット
- 3 ここに注意！活用のポイント
- 4 活用前の確認ポイント
- 5 手続きの流れ

① セーフティネット保証5号とは

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度です。

中東情勢の影響を踏まえた臨時の業況調査により、2026年7月1日から同年9月30日までの指定業種は583業種となりました。



① セーフティネット保証5号とは

対象

- 指定業種に属する事業を行っていること
- 売上高等の減少など一定の要件を満たすこと
- 所在地の市区町村長の認定を受けること



① セーフティネット保証5号とは

内容

対象資金	経営安定資金
保証割合	信用保証協会が借入額の80%を保証
保証限度額	一般保証とは別枠で、普通保証2億円以内・ 無担保保証8,000万円以内
保証人	原則第三者保証人は不要



② 活用するメリット

1 融資の可能性が広がる！

- 1 セーフティネット保証5号は、一般保証とは別枠で利用できる制度です。通常の保証枠とは別に保証を受けられるため、資金調達の選択肢を広げることができます。

2 金融機関への説明・相談がしやすく！

- 2 信用保証協会が借入額の80%を保証する制度のため、金融機関も融資を検討しやすくなります。売上減少やコスト増の状況を整理しておくことで、相談時の説明もしやすくなります。

3 危機を乗り越える「手元キャッシュ」の確保！

- 3 原材料費やエネルギーコストの上昇が続くと、利益や資金繰りに影響が出る可能性があります。売上がさらに悪化する前に資金を確保しておくことで、設備投資・販促・人材確保など、経営の選択肢を残しやすくなります。

③ ここに注意！活用のポイント

「自社が指定業種かどうか」の確認が必須！

指定業種は定期的に見直されます。自社の事業が日本標準産業分類のどの細分類に該当するかを確認し、現在の指定業種リストに含まれているか確認しましょう。指定業種名に「～に限る」「～を除く」などの条件が付く場合もあります。

市区町村長の「認定」が必要です

制度を利用するには、所在地を管轄する市区町村へ申請し、認定書を取得する必要があります。認定後、希望する金融機関または信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます。

対象になっても、必ず融資されるわけではありません

市区町村の認定を受けても、金融機関や信用保証協会による審査があります。希望どおりの融資を受けられない場合もあるため、資金繰りに不安がある場合は、早めに金融機関や信用保証協会へ相談しておきましょう。

④ 活用前の確認ポイント

- ✓ 自社の業種が指定業種に該当するか
- ✓ 売上高等の減少要件を満たしているか
- ✓ 市区町村の認定手続きに必要な書類は何か
- ✓ 金融機関へ説明できる資料を準備できているか



⑤ 手続きの流れ

① 市区町村へ認定申請

事業所所在地(法人は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主は事業実体のある事業所の所在地)を管轄する市区町村の商工担当課等へ、認定申請書を提出します。

② 認定書の交付

市区町村長による認定を受け、認定書が交付されます。※認定は融資を確約するものではありません。

③ 金融機関または信用保証協会へ融資を申込み

認定書を持参し、希望する金融機関または信用保証協会へ保証付き融資を申し込みます。認定書には有効期限があり、**認定日から30日以内**に申込みを行う必要があります。

なお、審査の結果、希望どおりの条件で融資を受けられない場合もあります。

④ 融資実行

※必要書類・提出部数・窓口名称(商工課／産業振興課など)は市区町村によって異なります。
詳細は事業所所在地の自治体窓口にてご確認ください。

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会